

令和2年度

競技水準向上対策事業 委託契約事務の手引き



公益財団法人新潟県スポーツ協会

目 次

第1章 共通事項編

I	令和2年度競技水準向上対策事業委託事務スケジュール	1
	競技水準向上対策事業費経費執行イメージ	2
II	事業別対象経費一覧表	3
III	令和2年度競技水準向上対策事業の共通留意事項	4
	消費税及び所得税の取り扱いについて	8
	「支出を証明する書類」について	11
	委託契約書(案)	12

第2章 競技団体実施事業編

各事業実施要領及び取扱い留意事項

I	新潟ジュニア育成事業	15
II	国体強化事業	20
III	強化スタッフ支援事業	25

第3章 手続き様式・記入例

	様式一覧	28
	事業実施計画関係	29
	実績報告関係	36
	派遣依頼文 参考様式	41
	北信越国体・本大会 調査書・報告書様式	43

令和2年度競技水準向上対策事業委託事務スケジュール

時期	競技団体	(公財)新潟県スポーツ協会
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">委託契約締結</div>	
4月1日(水)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;"> 競技水準向上対策事業派遣文書 ※事業実施の1ヶ月前までに本会へ事前協議 </div>	
	『新潟ジュニア・75国体強化・強化スタッフ支援』	
4月17日(水)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">計画書等添付書類</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">請求書</div>	振込
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 60px; margin: 0 auto;">競技団体口座</div>	
4月20日(月)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">委託事業説明会</div>	
	『冬季予選会実施競技オフシーズン追加支援』	
5月中旬	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">委託契約締結</div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">計画書等添付書類</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">請求書</div>	振込
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 60px; margin: 0 auto;">競技団体口座</div>	
4月～8月 41北信越国体 富山	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">委託契約締結</div>	
	『追加支援（北信越突破支援）』	
9月～10月 75鹿児島国体	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">計画書等添付書類</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">請求書</div>	振込
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 60px; margin: 0 auto;">競技団体口座</div>	
11月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;">委託契約締結</div>	
	『追加支援（オフシーズン支援・冬季予選会突破支援）』	
※冬季予選会 突破支援 12月～	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">計画書等添付書類</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">請求書</div>	振込
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 60px; margin: 0 auto;">競技団体口座</div>	
1月～2月 76冬季国体	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin: 0 auto;">実績報告書準備</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 100px; margin: 0 auto;">委託事業進捗状況確認</div>
3月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">添付書類</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">実績報告書</div>	
3月31日(水)	実績報告書提出期限は事業終了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日	

競技水準向上対策事業費経費執行イメージ

時期	北信越国体実施競技	本国体ストレート参加競技	冬季国体予選会実施競技	冬季国体ストレート参加競技
4月1日委託契約締結 4月下旬年度当初事業費振込 4月下旬冬季国体予選会実施競技 オフシーズン追加支援計画提出依頼 5月中旬冬季国体予選会実施競技 オフシーズン追加支援振込 7月下旬北信越突破支援 計画提出依頼 8月23日 (北信越国体終了)	年度当初国体強化執行 北信越国体突破支援執行	年度当初国体強化支援執行	年度当初国体強化費執行 オフシーズン追加支援執行	年度当初国体強化費執行 スタッフ支援執行
9月上旬北信越国体突破支援振込	北信越国体突破支援執行	年度当初国体強化支援執行	年度当初国体強化費執行 スタッフ支援執行	年度当初国体強化費執行 スタッフ支援執行
10月13日 (各競技会期終了日) 10月中旬オフシーズン追加支援及び 冬季予選会突破支援計画提出依頼 11月中旬オフシーズン追加支援 突破支援振込 12月 (冬季国体予選会)	オフシーズン追加支援執行	オフシーズン追加支援執行	冬季国体突破支援執行 スタッフ支援執行	スタッフ支援執行
12月下旬冬季予選会突破支援振込 1月31日 (カトクアツカ会期終了日) 2月21日 (スキー会期終了日) ~3月31日まで 実績報告書提出期日	オフシーズン追加支援執行	オフシーズン追加支援執行	冬季国体突破支援執行 スタッフ支援執行	スタッフ支援執行

令和2年度事業別対象経費一覧表

各事業における科目別支出の可否

科 目	内 容	新潟ジュニア 育成事業	国体強化 事業	強化スタッフ 支援事業
報 償 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	×	○
	競技団体が指定するスタッフ	×	×	×
	監督・選手	×	×	×
	県外優秀チーム（監督・選手）	×	×	×
交 通 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	○	○
	競技団体が指定するスタッフ	○	○	○
	監督・選手	○	○	×
	県外優秀チーム（監督・選手）	○	○	×
宿 泊 費	外部講師	○	○	×
	招へいするスポーツドクター・トレーナー	×	○	○
	競技団体が指定するスタッフ	○	○	○
	監督・選手	○	○	×
	県外優秀チーム（監督・選手）	○	○	×
会場使用料	会場使用料、競技用具の借上げ等	○	○	×
消耗品費	強化活動時に直接必要となる消耗品	○	○	×
負 担 金	JOC又は中央競技団体から国際大会に派遣される場合の個人負担金	○	×	×
大型競技 用具運搬費	馬術、セーリング、ボート、カヌーの運搬に要する費用	○	○	×

令和2年度競技水準向上対策事業の共通留意事項

1 委託事業に対する競技団体の基本姿勢

(1) 計画・実績及び予算決算の組織内での承認

公金が使われていることを十分認識し、競技力向上を図り県民の期待に応えるため計画段階から組織内で十分検討の上、対象者や内容等を明らかにして、各団体組織の事業計画及び予算、事業報告、決算としての機関決定を行い、組織の事業として実施する。

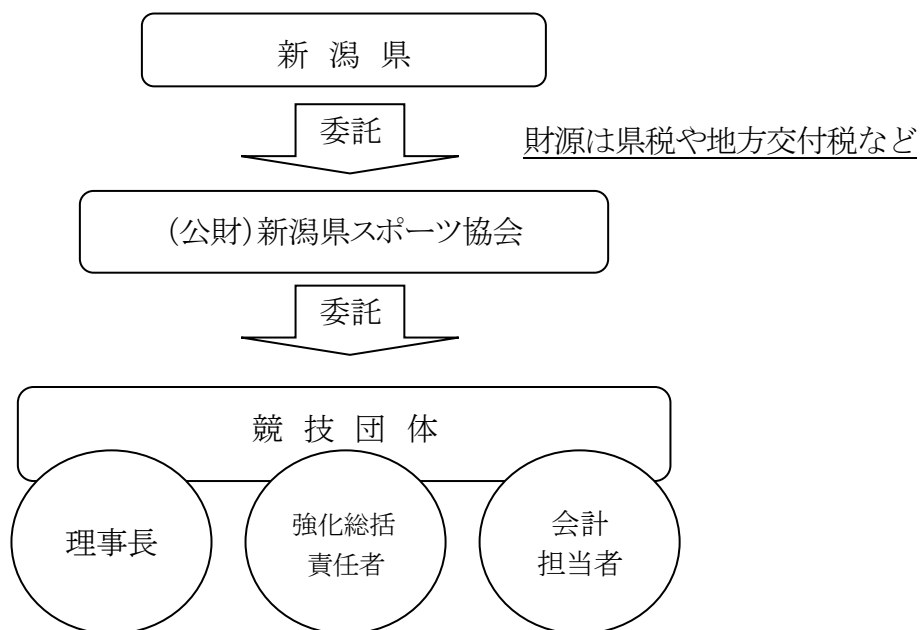
《手順》

- ① 強化委員会等開催、方針決定
- ② 委託事業実施計画・予算の作成
- ③ 委託事業実施計画・予算の承認（総会、理事会、強化委員会等）
- ④ 計画の実行・進捗管理
- ⑤ 委託事業報告・決算の承認

(2) 組織内での会計チェック体制の確立

競技団体内で役割分担し、事業の効率化、委託費の適正執行に努める。

【例】強化総括責任者	強化計画の全体作成者
理事長（会計責任者）	強化計画・予算執行の承認者
会計担当者	強化計画内容に基づく委託費の払い出し
監事	委託事業の効果・委託費適正執行のチェック者



(3) 強化活動の管理

事業内容の把握、強化活動が効率的・効果的に行われているかの事業検証に努める。

2 委託事業の経理処理上の基本的事項

(1) 金融機関口座の開設と支払い

- ア 団体としての金融機関口座は、団体名を冠した会長名とすること。
- イ 専用口座の開設又は特別会計の設置等、他の経費と区別して処理を明確にすること。

(2) 経理簿の記載

- ア 必ず経理簿（預金出納簿及び現金出納簿）を設けること。
- イ 経理簿（預金出納簿及び現金出納簿）は、金融機関口座での金銭の動きの他、現金として扱ったものについて内容がわかるように記載すること。

(3) 請求書・領収書の完備

- ア 銀行振込の際は、銀行が発行する「振込受領書」を領収書に変えることができる。
- イ 複数の請求を一括して払う場合は、一件ごとの支払い内訳がわかるようにすること。

3 令和2年度の委託事業（契約書第1条）

(1) 令和2年度は、次の3事業の中から競技団体に委託する。

- ア 新潟ジュニア育成事業
- イ 国体強化事業
- ウ 強化スタッフ支援事業

(2) 委託契約期間（契約書第2条）

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(3) 契約の当事者

本会と競技団体とで契約する。（別紙1「契約書」（案））

(4) 事務処理上の留意点

- ア 事業対象者及び人数・宿泊数について
事業実施は、各事業実施要領に定めた対象者等に限るものであり、事業が効率的・効果的实施となるよう対象人数や宿泊数を計画すること。
- イ 交通手段について
交通手段は安全を第一とし、公共交通機関を利用することが望ましい。やむを得ず自家用車を利用する場合、交通費（車賃）は1キロ当たり22円に運転者の報告距離数を乗じた額、又は消費した分の燃料代とする。

(5) 事業計画の承認

この経費の対象となる練習・合宿等は、競技団体から本会へ提出し承認された事業計画によるものとし、計画をされていないものについては対象としない。

(6) 事業間の流用について

委託された事業ごとに計画・実施し、他の事業への流用は認めない。

4 委託費の支払い（契約書第5条）

委託費は「委託費支払請求書」によって支払うこととする。

- ア 支払請求様式は、「委託費支払請求書」（第1号様式）による。

- イ 請求があった場合、本会において審査の後、概算で支払う。
- ウ 請求書には、次に掲げる書類を添付すること。

【委託費支払請求時の提出書類】	
① 委託費支払請求書	第1号様式
② 実施計画	第5号様式
③ 事業名簿	第13号様式
④ 通帳（表紙裏面）の写し（店名、口座番号、名義が確認できるもの）	

※提出後に計画が著しく変更になる場合は、同様の書式に変更点を明示し、本会へ提出すること。

5 委託事業の進捗確認

- (1) 計画の実施に当たっては、事業の進捗管理に努めること。
- (2) 本会は、委託事業の進捗状況を確認するため、随時中間確認を行うことができるものとする。

6 実績報告書の提出期限（契約書第7条）

委託事業が終了したときは、実施報告一覧表及び精査した決算書及び適正な証拠書類（別記3参考）を添えた実績報告書を期限までに提出すること。

提出期限(別途指示する場合を除き、いずれか早い日までに提出)	
1 事業終了後 30 日以内	
2 令和 3 年 3 月 31 日 (火)	
【事業実績報告時の提出書類】	
①実績報告書（鑑）	(第8号様式)
②実施報告一覧表（事業集計表）	(第11号様式)
③実施報告書（個票）【領収書別添】	(第12号様式)
④事業実施通知（選手等への案内文書）	
⑤事業名簿	(第13号様式)
※③事業実施報告書（個票）の参加者数と一致する。	

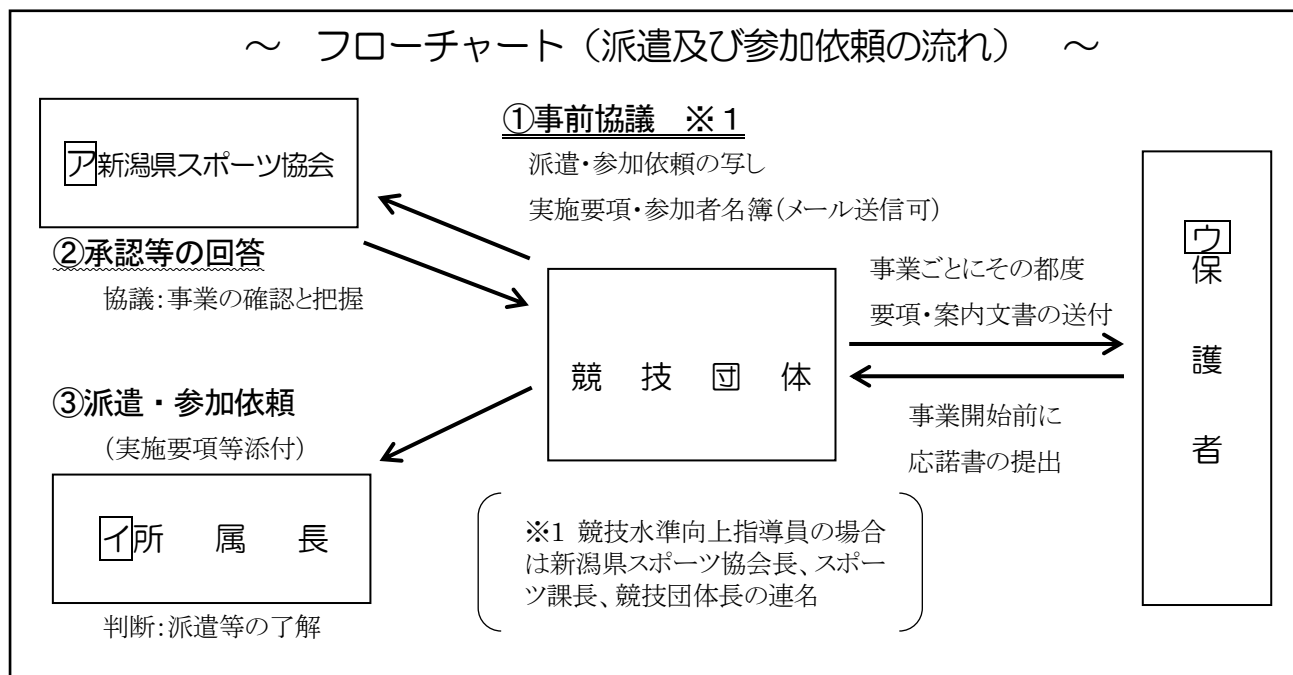
7 競技水準向上対策事業への派遣又は参加依頼

- (1) 競技団体が所属長へ該当職員の派遣又は該当生徒の参加を依頼する場合の派遣依頼は、所属長へ行うこととし、派遣依頼文書（別紙「参考様式5・6」参照）を参考に作成し、必ず一ヶ月前までに本会へ事前協議を行うこと。協議がない場合は、事業として認めない。

なお、委託事業とは別に競技団体が独自で行うものについては、競技団体長の単独名により所属長へ派遣依頼を行うこと。

※派遣依頼文事前協議送付先 E-mail:kyougil@niigata-sports.or.jp

(2) 少年種別の強化活動においては、教育活動に支障のないように実施すること。



8 その他

(1) 委託事業の中止又は変更について

やむを得ず委託事業の中止又は変更をするときは、「委託契約中止・変更申請書」(第6号様式)にその理由を分りやすく記載し、本会へ提出すること。

(2) 疑義が生じた場合

契約内容について疑義が生じた場合は、委託契約第13条に基づき「疑義協議書」(第7号様式の1)を提出すること。

(3) 協議を要する場合

事業の実施にあたり、協議を要するものは「協議書」(第7号様式の2)を提出すること。

(4) 委託契約に伴う消費税の確定申告

委託費は、消費税法の「課税対象」に該当するので、委託費を含む競技団体全体の課税対象の収入が免税点(1,000万円)を超える場合は、消費税の確定申告が必要となるので別記1を参考に適正に処理すること。

(5) 報酬(謝金、謝礼)に係る所得税の源泉徴収

報酬(謝金、謝礼)を支払う場合は所得税の源泉徴収が必要となるので、別記2を参考に適正に処理すること。

消費税のあらまし

1 消費税

消費一般に広く、公平に課税される間接税で、商品の販売、サービスの提供等に対し、取引の段階ごとに標準税率 10%、軽減税率 8%の税率で課税されます。

2 課税取引

収入：受託金、使用料、協賛金、広告料、物品販売収入、審査料等

支出：委託費、光熱水費、謝礼金、旅費、交通費、宿泊費、消耗品、会議費等

(注) 例示は一般的なものであり、名称に関係なく、実態により取扱いが異なる場合があります。

3 納税義務の判定

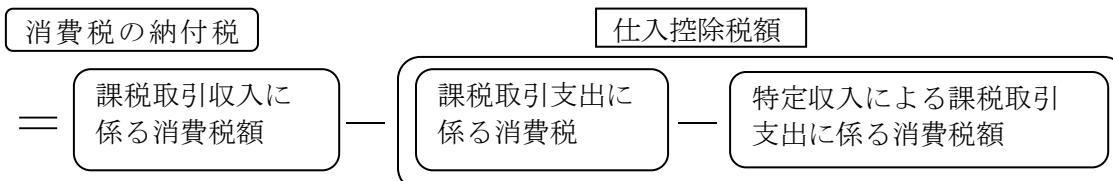
ある事業年度が消費税の納税義務が有るかの判定は、前々年度の強化費を含む競技団体全体の課税取引収入が免税点を超過しているかで判定することとなり、超過している場合は税務署に申告納付が必要となります。

※免税点 1, 000万円超

4 納付税額の計算方法

課税取引収入に係る消費税額から課税取引支出等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）して、納付する消費税額を計算します。

【公益法人又は人格のない社団等の場合】



5 申告納付期限

【確定申告】

申告納付期限は、納税義務のある事業年度の末日の翌日から 2ヶ月以内。

(例) 事業年度が、4月1日から翌年の3月31日の場合

申告納付期限：5月31日（この日が日曜日の場合は翌日の6月1日。土曜日の場合は翌々日の6月2日。）

6 加算税と延滞税

(1) 無申告加算税

確定申告書を申告期限後に提出した場合や、申告をしなかったため税務署から決定処分を受けた場合は無申告加算税が課されます。

(2) 延滞税

申告などで確定した税額を法定納期限（確定申告期限や中間申告期限）までに完納しない場合は、本税に対して法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じた延滞税が課されます。

7 届出関係

課税取引収入が 1, 000万円を超えることとなったときは、「消費税課税事業者届出書」を競技団体事務局の所在地を所管する税務署（法人課税部門）に、速やかに届出する必要があります。

報酬にかかる所得税の源泉徴収の取り扱いについて

1 源泉徴収制度

報酬などの所得を支払う者が所得支払いの際に所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する制度である。

2 源泉徴収義務者

所得税を源泉徴収して国に納付する者を「源泉徴収義務者」という。

3 納税地

所得の支払事務を取り扱う団体の支払日における所在地（事務局所在地）となっており、事務局所在地の所轄税務署に納付する。

4 源泉徴収義務者の届出

「給与支払事務所等の開設届出書」を事務局所在地の所轄税務署長に提出する。
既に届出済の競技団体は不要である。

5 源泉徴収の対象者及び時期

- (1) 対象者 国内に住所を有する個人
- (2) 時期 所得を対象者に支払う時

6 源泉徴収する所得税の金額

報酬支払金額の 10.21%

7 所得税の納付

(1) 納付期限

源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月 10 日まで。

(2) 納付手続き

源泉徴収をした所得税は、「報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）」^①を添えて銀行や郵便局などで納付する。

税務署から通知される整理番号を必ず記入する。

「報酬・料金等の所得税徴収高計算書（納付書）」^①は、所轄税務署へ請求すること。

8 年間報告事務

1 月から 12 月までの間で、支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、「法定調書合計表」を添付の上、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出する。

ただし、同一人に対するその年中の支払金額が 5 万円以下である場合、「支払調書」の提出は不要である。

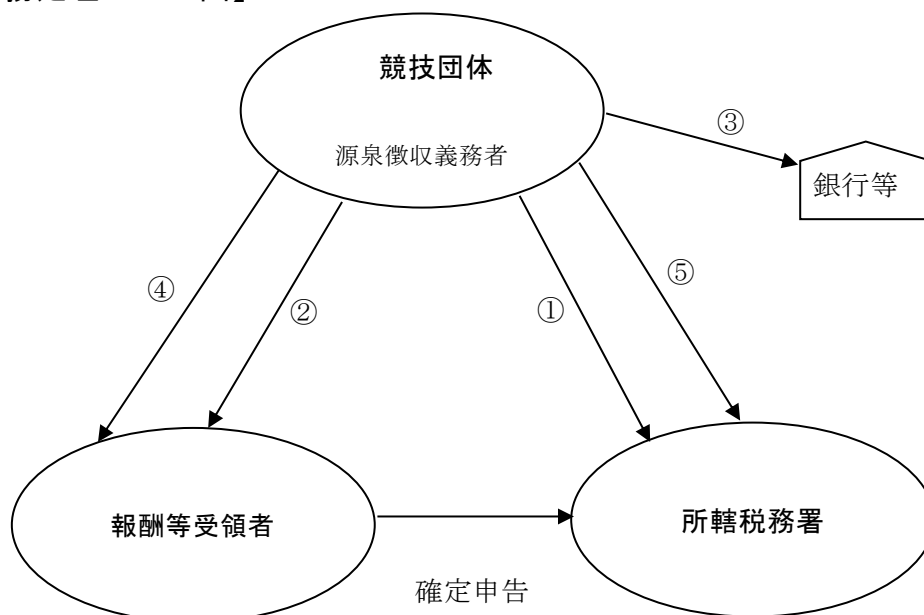
9 支払調書の交付

1 月から 12 月までの間で、支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を作成し、対象者に交付する。

源泉徴収事務の手順

No.	時 期	項 目	様 式 名
①	所得の支払いが発生した時	事務局所在地の所管税務署長に開設届を提出	「給与支払事務所等の開設届出書」
②	所得を支払った時	報酬・謝金支払金額の10.21%を差し引いた金額を本人に交付	
③	支払った月の翌月10日又は特例納期	差し引いた現金と納付書を添えて銀行、郵便局等へ納付	「報酬・料金等の所得税徴収高計算書(納付書)」
④	1月上旬	支払金額と源泉徴収額を記載した調書を本人に交付	「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
⑤	1月31日まで	1月から12月までの間で、支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した調書等を所轄税務署へ提出	「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」 「法定調書合計表」

【徴収事務処理フロー図】



「支出を証明する書類」について

1 基本的事項

事業実施に当たり適正な支出を行ったことを証明するため、業者が発行した請求書及び領収証を受け取り、これを保管すること。

ただし、講師謝金や交通費を個人に支払った場合については、個人領収書とする。

2 領収書

- (1) 請求書及び領収書の宛て名は競技団体名であること。
- (2) 口座振込の場合は、銀行又は郵便局の「振込金受領書」を領収書に代えることができる。ただし、この場合は必ず当該振込みの原因となった請求書（請求明細の記載されたもの）を添付しておくこと。
- (3) 謝金を支給する場合又は交通費を個人に対して支給する場合は、**支給明細書【参考様式 1】**（交通費の場合は必ず「出発地及び目的地」を記載しておくこと）を作成して支給者に受領印を押印してもらい、これを領収書とすること。
- (4) JR等の乗車券などで相当程度の金額になるものについては、自動販売機で販売している場合であっても領収書を受領すること。
- (5) 旅館・ホテル等を利用した場合の請求書は、単価・人数・泊数等の内訳が記載されていること。
- (6) 高速道路料金については通常の領収書の他、ETC 利用明細書による支出も認める。なお、ETC の利用明細書発行は ETC 利用照会サービスの登録が必要となり、利用明細書の発行はサービス利用日の 15 ヶ月前まで発行することができる。15 ヶ月以前のもはインターネット上から削除されるので注意すること。
- (7) 次のものは、領収書とはみなさないので注意すること。
 - ア 宛て名が空欄又は「上様」となっているもの（競技団体等事業実施者の名称を正しく記載してもらうこと。）
 - イ 受領の内訳（通常、領収書中「但し…」とある欄）が空欄又は「品代」となっているもの。
 - ウ 受領者の印鑑のないもの。
 - エ コピーしたもの。
 - オ 金額部分が書き直してあるもの。

3 その他

- (1) 支出の証拠書類は、支出項目ごとに報告書と同じ大きさの台紙（A4版）に貼って整理すること。
- (2) 科目が複数にわたる場合には、内容や積算の事情が分かる添え書きを台紙に記載しておくこと。
- (3) 領収証が発行されない場合、又は領収証を紛失したことにより再発行を求めたが発行されない場合などは、あらかじめ県スポ協と協議し、その指示を受けること。

令和2年度 競技水準向上対策事業委託契約書（案）

公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「甲」という。）と<競技団体名>（以下「乙」という。）とは、令和2年度競技水準向上対策事業の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次に掲げる事業の実施を乙に委託し、乙はこれを受諾する。

（1）委託事業名

令和2年度競技水準向上対策事業（以下「委託事業」という。）

（2）委託事業の実施内容及び対象となる事業対象経費等

別紙「令和2年度競技水準向上対策事業実施要領及び取り扱い（以下「実施要領等」という。）」のとおりとし、実施要領等に従って行わなければならない。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（委託費）

第3条 甲は、乙に対し、委託事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、次に掲げる事業の額の合計 円を支払うものとする。

（1）新潟ジュニア育成事業

金 円

（2）国体強化事業

金 円

（3）強化スタッフ支援事業

金 円

（委託費の支払い）

第4条 乙は、委託費の支払いを受けようとするときは、「委託費支払請求書」に別に定める必要書類を添えて甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙からの「委託費支払請求書」を受理したときは、精査の後30日以内に乙に対して前条に定める委託費の相当額を概算払いすることができる。

（再委託の制限）

第5条 乙は、この委託事業達成のため、委託事業の一部若しくは全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（実績報告）

第6条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業の成果を記載した「事業実績報告書」を、事業終了の日から起算して30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに甲へ提出しなければならない。

2 甲は、前項により乙から提出された「事業実績報告書」を精査の上、委託費を確定し、乙に委託費確定の旨を通知する。

3 甲は、確定した委託費の額が第3条各号の金額と同額であるときは、前項による通知を省略することができる。

(委託事業の調査及び報告)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託事業の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所用の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託事業の中止等)

第8条 乙は、災害その他やむを得ない事由により委託事業の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

(委託事業の変更)

第9条 乙は、前条に規定する場合を除き、実施要領等に記載された委託事業の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 乙は、第4条第2項により提出した実施計画書の内容に著しく変更が生じたときは、その理由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

3 甲は、必要がある場合には、委託業務の委託料又は委託期間を変更することができる。この場合において、甲、乙協議して書面によりこれを定める。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に違反した場合又は契約の履行が不完全と認めたときは、契約を解除し、既に支払った金額の全部若しくは一部の返還を請求することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

(4) その役員等が、暴力団又はもう力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

3 乙は、前各項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害の負担)

第 11 条 委託事業の実施により生じた損害は、乙の負担とする。ただし、損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、事業の実施にあたり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(疑義等の解決)

第 12 条 この契約について、疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを解決する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 2 年 4 月 1 日

委託者 甲 新潟市中央区清五郎 6 7 番地 1 2
公益財団法人新潟県スポーツ今協会
会長 馬場潤一郎

受託者 乙

競技水準向上対策事業

新潟ジュニア育成事業実施要領

1 目的

ジュニア選手（小学生・中学生・高校生）を対象とした計画的・継続的な強化活動の実施により、国体等の全国大会で活躍できる競技力の養成やトップアスリートの育成を図る。

2 対象事業

競技団体が指定するジュニア選手を対象として行う、年間を通した定期的な合宿、練習会、研修会及びジュニア選手の発掘に関わる事業を原則とし、競技団体が強化策の一環として高校運動部に対する活動費等の支援を含むものとする。

3 対象種別等

国民体育大会において行われる 41 競技のうち、少年種別実施競技 38 競技及びトリアスロン競技のうち、（公財）新潟県スポーツ協会（以下、「本会」という。）が指定する競技を対象とする。

4 対象者

（1）競技団体が指定し、本会が承認したジュニア選手及び指導者等

ただし、学校部活動へ支援する場合は、当該運動部に所属する選手のみとする。

（2）本県の競技水準向上対策事業に参加する県外優秀チームの選手及び指導者

（3）JOC 又は中央競技団体からの指名を受け、国際大会等に派遣されるジュニア選手

5 対象経費

対象経費	金額	備 考
報 償 費	実 費	◆対象指導者 外部講師に限る。 ◆対象上限額 1日 20,000 円以内（指導が半日の場合は 10,000 円以内） ◆源泉徴収 所得税を源泉徴収すること。 ◆領収書の整備 謝金・旅費計算書兼領収書（参考様式 1）による。
交 通 費	実 費	◆利用範囲 当該合宿・練習会等に係るもので、公共交通機関利用料金、バス借上料金、レンタカー借上料金及び有料道路料金並びに駐車場料金を対象とする。なお、やむを得ない場合

		<p>は自家用車を使用することができる。</p> <p>◆領収書の整備 謝金・旅費計算書兼受領書（参考様式 1）による。 ただし、旅行代理店等を通して手配した場合は、当該代理店の請求書及び領収書とする。</p> <p>◆留意事項</p> <p>① バス業者又はレンタカーの利用 業者の発行する請求書及び領収書を添付すること。 なお、レンタカー利用の場合で、途中給油及び満タン返しの際は、給油先ガソリンスタンドの発行する領収書を添付すること。</p> <p>② 有料道路料金及び駐車場料金の利用 有料道路利用証明書（領収書）、駐車場領収書を添付すること。</p> <p>③ 自家用車の利用 次のいずれかによる。 ア 運転者の報告距離に 1 km（1 km未満切捨て）当り 22 円を乗じた額を、自家用車の所有者へ支払う。 イ 消費した燃料代実費とする場合は、給油先ガソリンスタンドの発行する領収書（原則として、利用日翌日までのものに限る。）</p>
宿 泊 費	実 費	<p>◆対象上限額 選手、指導者等 1泊 8,000 円以内 外部講師 1泊 10,000 円以内 民間等の宿泊施設以外（高校又は大学等のセミナーハウス又は合宿所等）を利用する場合は、施設使用料、布団借上料及び食事代を宿泊費としてみなす。）</p> <p>◆領収書等の整備</p> <p>① 利用宿泊施設（旅行業者に発注の場合は、当該旅行社）の発行する請求書及び領収書</p> <p>② 民間等の宿泊施設以外を利用する場合は、当該施設管理者の発行する請求書及び領収書、料金表</p> <p>③ 布団を借上げた場合は、当該業者の発行する請求書及び領収書</p> <p>④ 食事を摂った場合は、当該業者等の発行する請求書及び領収書とし、自炊の場合は材料費の請求書及び領収書</p> <p>※いずれの場合も、一般的に請求書が発行されない場合（スーパーマーケット、食堂等の利用）は領収書のみとする。</p>
会 場 使 用 料	実 費	◆対象上限額

		施設利用料金及び競技用具借上料実費 ◆領収書の整備 当該利用施設管理者の発行する請求書及び領収書、料金表
負担金	実費	◆対象範囲 JOC 又は中央競技団体からの指名を受け、国際大会等に派遣されるジュニア選手の当該大会等参加に要する負担金 ◆領収書等の整備 JOC 又は中央競技団体からの請求書又は負担額が明記された派遣要項等及び領収書
競技用消耗品費	実費	◆対象物品 当該競技を行う上で必要となる競技用消耗品とし、個人に帰属するものを除く。 ◆領収書の整備 利用業者の発行する請求書及び領収書
大型競技用具等 運搬費	実費	◆対象競技 馬術、セーリング、ボート、カヌーの各競技 ◆領収書の整備 利用業者の発行する請求書及び領収書

※上限額を超える費用については、競技団体又は参加者の負担とする。

※指定された金融機関口座へ振込む場合、当該口座への振込用紙を領収書に代えることができる。

6 その他

- (1) 本事業に係る経費は、他の補助事業等の経理と明確に区分し行うこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、年間の活動計画・指導目標を立案し、安易な変更等を行わないこと。
- (3) 事業終了後は、当初目標に対する実績・効果を比較検証し、報告すること。
- (4) 事業の実施にあつては実施目的を明確にし、参加する選手及び保護者並びに所属長に対し、実施内容について十分周知すること。
- (5) スポーツ傷害保険などに加入した上で事業を実施するとともに、「いじめ」や「ハラスメント」の根絶と事故防止に努めること。

競技水準向上対策事業

新潟ジュニア育成事業の取り扱いについて

1 実施方法

(1) 対象選手の指定及び実施計画書・報告書の作成

ア 対象選手の指定

競技団体は、本事業の対象となるジュニア選手の名簿を本会へ提出し、承認を得るものとする。

なお、年度の途中で対象選手を変更しようとするときは、その理由を添え改めて名簿を提出し、承認を受けなければならない。

ただし、JOC 又は中央競技団体からの指名を受け、国際大会等に派遣されるジュニア選手にあっては、あらかじめ提出された名簿に記載がない場合であっても、この事業の対象とする。

イ 実施計画書・報告書の作成

① 実施計画書

競技団体は、この事業が年間を通した定期的な合宿、練習会、研修会及びジュニア選手の発掘に関わる事業であることを踏まえ、当該年度における目標を明確にした活動計画書を作成の上、期日までに本会に提出し、承認を得るものとする。

なお、年度の途中で大幅に計画を変更しようとするときは、その理由を添え改めて計画書を提出し、承認を受けなければならない。

② 報告書

競技団体は、この事業の終了時に目標に対する実績・効果を比較検証し、報告書に証拠書類を添えて期日までに提出しなければならない。

(2) 事業実施に伴う事務手続き

実施計画書及び報告書の提出、委託費支払請求については共通留意事項による。

2 実施内容

競技団体は、この事業の対象となるジュニア選手の指導者と連携の上、定期的かつ計画的に下記に該当するいずれかの事業を実施する。

- (1) 強化練習会
- (2) 強化合宿
- (3) 研修会・講習会
- (4) 記録会・練習会
- (5) 全国レベルの大会参加
- (6) 県外優秀チームの招へい

3 対象者

この事業の対象者は、原則として小学生から中学生までとする。

ただし、次の場合は高校生までとすることができる。

- (1) 小学生から中学生までのジュニア選手がいない場合
- (2) 競技団体が、特定の高等学校運動部を支援する場合
- (3) 競技団体が、特に高校生を対象として計画的・継続的に合宿、練習会、研修会を行うことがより効果的であると判断する場合

4 その他

- (1) 事業の実施にあたっては、「いつまでに」「何を」「どのようにする」のか、明確な目標設定を行い、その目標に沿ったものとする。
- (2) 目標に対する実績・効果を比較検証する際には、「どのようなことから目標が達成できた（できなかった）」のかを振り返り、次につながる課題解決を図ること。
- (3) 事業の実施にあたり当該選手等の参加を円滑にするため、事業に参加する者の保護者並びに所属長等に対し、事業内容の周知を徹底すること。
- (4) 練習計画は、選手の発育段階等に考慮し過度なものとならないようするとともに、「いじめ」や「ハラスメント」の根絶と事故の防止に努めること。
- (5) 参加者は、スポーツ傷害保険等に加入した上で事業に参加させること。

競技水準向上対策事業

国体強化事業実施要領

1 目的

当該年度の国体選手の強化活動を支援し、本県の競技力の向上を図る。

2 対象事業

競技団体が国体選手及び国体候補選手を対象として行う計画的な合宿、練習会、研修会等

3 対象競技

国民体育大会において行われる 41 競技のうち、(公財)新潟県スポーツ協会(以下、「本会」という。)が指定する競技(種別)を対象とする。

4 対象者

- (1) 競技団体が国体選手及び国体候補選手(いずれも指導者等を含む。)として指定する者
- (2) 本県の競技水準向上対策事業に参加する県外優秀チームの選手及び指導者等

5 対象経費

対象経費	金額	備考
報 償 費	実 費	◆対象指導者 外部講師に限る。 ◆対象上限額 1日 20,000 円以内(指導が半日の場合は 10,000 円以内) ◆源泉徴収 所得税を源泉徴収すること。 ◆領収書の整備 謝金・旅費計算書兼領収書(参考様式 1)による。
交 通 費	実 費	◆利用範囲 当該合宿・練習会等に係るもので、公共交通機関利用料金、バス借上料金、レンタカー借上料金及び有料道路料金並びに駐車場料金を対象とする。なお、やむを得ない場合は自家用車を使用することができる。 ◆領収書の整備 謝金・旅費計算書兼受領書(参考様式 1)による。

		<p>ただし、旅行代理店等を通して手配した場合は、当該代理店の請求書及び領収書とする。</p> <p>◆留意事項</p> <p>① バス業者又はレンタカーの利用 業者の発行する請求書及び領収書を添付すること。 なお、レンタカー利用の場合で、途中給油及び満タン返しの際は、給油先ガソリンスタンドの発行する領収書を添付すること。</p> <p>② 有料道路料金及び駐車場料金の利用 有料道路利用証明書（領収書）、駐車場領収書を添付すること。</p> <p>③ 自家用車の利用 次のいずれかによる。 ア 運転者の報告距離に 1 km（1 km未満切捨て）当り 22 円を乗じた額を、自家用車の所有者へ支払う。 イ 消費した燃料代実費とする場合は、給油先ガソリンスタンドの発行する領収書（原則として、利用日翌日までのものに限る。）</p>
宿 泊 費	実 費	<p>◆対象上限額</p> <p>選手、指導者等 1泊 8,000 円以内 外部講師 1泊 10,000 円以内 民間等の宿泊施設以外（高校又は大学等のセミナーハウス又は合宿所等）を利用する場合は、施設使用料、布団借上料及び食事代を宿泊費としてみなす。）</p> <p>◆領収書等の整備</p> <p>① 利用宿泊施設（旅行業者に発注の場合は、当該旅行社）の発行する請求書及び領収書 ② 民間等の宿泊施設以外を利用する場合は、当該施設管理者の発行する請求書及び領収書、料金表 ③ 布団を借上げた場合は、当該業者の発行する請求書及び領収書 ④ 食事を摂った場合は、当該業者等の発行する請求書及び領収書とし、自炊の場合は材料費の請求書及び領収書 ※いずれの場合も、一般的に請求書が発行されない場合（スーパーマーケット、食堂等の利用）は領収書のみとする。</p>
会 場 使 用 料	実 費	<p>◆対象上限額</p> <p>施設利用料金及び競技用具借上料実費</p> <p>◆領収書の整備</p>

		当該利用施設管理者の発行する請求書及び領収書、料金表
競技用消耗品費	実 費	<p>◆対象物品 当該競技を行う上で必要となる競技消耗品とし、個人に帰属するものを除く。</p> <p>◆領収書の整備 利用業者の発行する請求書及び領収書</p>
大型競技用具等 運 搬 費	実 費	<p>◆対象競技 馬術、セーリング、ボート、カヌーの各競技</p> <p>◆領収書の整備 利用業者の発行する請求書及び領収書</p>

※上限額を超える費用については、競技団体又は参加者の負担とする。

※指定された金融機関口座へ振込む場合、当該口座への振込用紙を領収書に代えることができる。

6 その他

- (1) 本事業に係る経費は、他の補助事業等の経理と明確に区分し行うこと。
- (2) 事業の実施に当たっては、年間の活動計画・指導目標を立案し、安易な変更等を行わないこと。
- (3) 事業終了後は、当初目標に対する実績・効果を比較検証し、報告すること。
- (4) 事業の実施にあつては実施目的を明確にし、参加する選手及び保護者並びに所属長に対し、実施内容について十分周知すること。
- (5) スポーツ傷害保険などに加入した上で事業を実施するとともに、「いじめ」や「ハラスメント」の根絶と事故防止に努めること。

競技水準向上対策事業

国体強化事業の取り扱いについて

1 実施方法

(1) 対象選手の指定及び実施計画書・報告書の作成

ア 対象選手の指定

競技団体は、本事業の対象となる国体選手及び国体候補選手の名簿を本会へ提出し、承認を得るものとする。

なお、国体選手及び国体候補選手の人数は、当該年に実施される国民体育大会競技別実施要項に定められた監督及び選手の合計人数の1.5倍を基準とする。

また、年度の途中で対象とする監督及び選手を変更しようとするときは、その理由を添え改めて名簿を提出し、承認を受けなければならない。

イ 実施計画書・報告書の作成

① 実施計画書

競技団体は、この事業が年間を通じた定期的な合宿、練習会、研修会により、国体選手（国体候補選手を含む。以下同じ。）の競技力向上を図る事業であることを踏まえ、当該年度における目標を明確にした活動計画書を作成の上、期日までに本会に提出し、承認を得るものとする。

なお、年度の途中で大幅に計画を変更しようとするときは、その理由を添え改めて計画書を提出し、承認を受けなければならない。

② 報告書

競技団体は、この事業の終了時に目標に対する実績・効果を比較検証し、報告書に証拠書類を添えて期日までに提出しなければならない。

(2) 事業実施に伴う事務手続き

実施計画書及び報告書の提出、委託費支払請求については共通留意事項による。

2 実施内容

競技団体は、この事業の対象となる種別監督等と連携の上、定期的かつ計画的に下記に該当するいずれかの事業を実施する。

- (1) 県内練習会・合宿
- (2) 県外遠征練習会・合宿
- (3) 海外遠征練習会・合宿
- (4) 外部講師による研修会、講習会
- (5) 県外優秀チームを招へいして行う練習会、合宿
- (6) 国際大会及び全日本レベルの試合への参加
- (7) 国体強化に係る調査分析

3 対象者

- (1) 当該年度に開催される国民体育大会競技別実施要項に記載された各種別の参加要件を満たす本県国体選手、国体候補選手及び指導者等
- (2) 県外優秀チームの選手及び指導者

4 その他

- (1) 対象とする種別は、別紙「内示」によることを原則とするが、競技団体において特別の理由があるときは、その理由及び計画書・予算書を添え本会の承認を得た上で変更することができるものとする。
ただし、他事業への変更は認めない。
- (2) 事業の実施にあたっては、「いつまでに」「何を」「どのようにする」のか、明確な目標設定を行い、その目標に沿ったものとする。
- (3) 目標に対する実績・効果を比較検証する際には、「どのようなことから目標が達成できた（できなかった）」のかを振り返り、次につながる課題解決を図ること。
- (4) 事業の実施にあたり当該選手等の参加を円滑にするため、事業に参加する者の保護者並びに所属長等に対し、事業内容の周知を徹底すること。
- (5) 練習計画は、選手の発育段階等に考慮し過度なものとならないようするとともに、「いじめ」や「ハラスメント」の根絶と事故の防止に努めること。
- (6) 参加者は、スポーツ傷害保険等に加入した上で事業に参加させること。

競技水準向上対策事業

強化スタッフ支援事業実施要領

1 目的

国体における競技成績の向上を図るため、スポーツドクターやトレーナー、コーチ等を派遣し選手の傷害予防やコンディション調整などを行うことにより、本県競技力の向上を図る。

2 対象事業

国体（北信越国体を含む。）へ競技団体支援スタッフとして派遣するもの。

3 対象者

- (1) 競技団体が、あらかじめ強化スタッフとして指定する国体コーチ等
- (2) 競技団体が、必要に応じ外部から招へいするスポーツドクター、トレーナー等

4 対象経費

対象経費	金額	備 考
報 償 費	実 費	<ul style="list-style-type: none">◆対象指導者 競技団体が外部から招へいするスポーツドクター、トレーナー等に限る。◆対象上限額 1日 20,000円以内（指導が半日の場合は10,000円以内）◆源泉徴収 所得税を源泉徴収すること。◆領収書の整備 謝金・旅費計算書兼領収書（参考様式1）による。
交 通 費	実 費	<ul style="list-style-type: none">◆利用範囲 当該合宿・練習会等に係るもので、公共交通機関利用料金、バス借上料金、レンタカー借上料金及び有料道路料金並びに駐車場料金を対象とする。なお、やむを得ない場合は自家用車を使用することができる。◆領収書の整備 謝金・旅費計算書兼受領書（参考様式1）による。 ただし、旅行代理店等を通して手配した場合は、当該代理店の請求書及び領収書とする。◆留意事項 ① バス業者又はレンタカーの利用 業者の発行する請求書及び領収書を添付すること。

		<p>なお、レンタカー利用の場合で、途中給油及び満タン返しのときは、給油先ガソリンスタンドの発行する領収書を添付すること。</p> <p>② 有料道路料金及び駐車場料金の利用 有料道路利用証明書（領収書）、駐車場領収書を添付すること。</p> <p>③ 自家用車の利用 次のいずれかによる。</p> <p>ア 運転者の報告距離に 1 km（1 km未満切捨て）当り 22 円を乗じた額を、自家用車の所有者へ支払う。</p> <p>イ 消費した燃料代実費とする場合は、給油先ガソリンスタンドの発行する領収書（原則として、利用日翌日までのものに限る。）</p>
宿 泊 費	実 費	<p>◆対象上限額</p> <p>競技団体が指定するスタッフ 1泊 8,000 円以内 競技団体が招へいするスポーツドクター、トレーナー等 1泊 10,000 円以内</p> <p>民間等の宿泊施設以外（高校又は大学等のセミナーハウス又は合宿所等）を利用する場合は、施設使用料、布団借上料及び食事代を宿泊費として見なす。）</p> <p>◆領収書等の整備</p> <p>① 利用宿泊施設（旅行業者に発注の場合は、当該旅行社）の発行する請求書及び領収書</p> <p>② 民間等の宿泊施設以外を利用する場合は、当該施設管理者の発行する請求書及び領収書、料金表</p> <p>③ 布団を借上げた場合は、当該業者の発行する請求書及び領収書</p> <p>④ 食事を摂った場合は、当該業者等の発行する請求書及び領収書とし、自炊の場合は材料費の請求書及び領収書</p> <p>※いずれの場合も、一般的に請求書が発行されない場合（スーパーマーケット、食堂等の利用）は領収書のみとする。</p>

※上限額を超える費用については、競技団体又は参加者の負担とする。

※指定された金融機関口座へ振込む場合、当該口座への振込用紙を領収書に代えることができる。

5 その他

- (1) 本事業に係る経費は、他の補助事業等の経理と明確に区分し行うこと。
- (2) 事業の実施にあつては実施目的を明確にし、参加する選手及び保護者並びに所属長に対し、実施内容について十分周知すること。
- (3) スポーツ傷害保険などに加入した上で事業を実施するとともに、「いじめ」や「ハラスメント」の根絶と事故防止に努めること。

競技水準向上対策事業

強化スタッフ支援事業の取り扱いについて

1 実施方法

(1) 対象選手の指定及び実施計画書・報告書の作成

ア 強化スタッフの指定

競技団体は、本事業の対象となる強化スタッフの名簿を本会へ提出し、承認を得るものとする。

ただし、必要に応じ外部から招へいするスポーツドクター、トレーナー等については、名簿の提出を要しないものとする。

また、年度の途中で強化スタッフを変更しようとするときは、その理由を添え改めて名簿を提出し、承認を受けなければならない。

イ 実施計画書・報告書の作成

① 実施計画書

競技団体は、この事業が国体において、選手の傷害予防やコンディション調整などを行うことにより、本県競技力の向上を図る事業であることを踏まえ、派遣予定を明確にした計画書を作成の上、期日までに本会に提出し、承認を得るものとする。

なお、派遣予定を大幅に変更しようとするときは、その理由を添え改めて計画書を提出し、承認を受けなければならない。

② 報告書

競技団体は、この事業の終了時に、報告書に証拠書類を添えて期日までに提出しなければならない。

(2) 事業実施に伴う事務手続き

実施計画書及び報告書の提出、委託費支払請求については共通留意事項による。

2 実施内容

競技団体は、この事業の対象となる種別監督等と連携の上、下記に該当するいずれかの大会を対象に強化スタッフを派遣する。

(1) 北信越国民体育大会

(2) 国民体育大会本大会（冬季競技にあつては国民体育大会冬季大会）

3 その他

(1) 事業の実施にあたり当該選手等の参加を円滑にするため、事業に参加する者の保護者並びに所属長等に対し、事業内容の周知を徹底すること。

(2) 練習計画は、選手の発育段階等に考慮し過度なものとならないようするとともに、「いじめ」や「ハラスメント」の根絶と事故の防止に努めること。

(5) 参加者は、スポーツ傷害保険等に加入した上で事業に参加させること。

MEMO

令和2年度競技水準向上対策事業 様式一覧

1 事業実施計画関係

様 式 名	様式番号	ページ
強化方針及び目標	第14号様式の1	29
委託費支払請求書	第1号様式	30
競技水準向上対策事業実施計画	第5号様式	31
事業名簿	第13号様式	32
中止・変更申請書	第6号様式	33
疑義協議書	第7号様式の1	34
協議書	第7号様式の2	35

2 実績報告関係

事業総括	第14号様式の2	36
実績報告書	第8号様式	37
実施報告一覧表（事業集計表）	第11号様式	38
実施報告書（個票）	第12号様式	39
事業名簿	第13号様式	32
謝金・旅費計算書兼受領書	参考様式1	40
派遣依頼例文（競技団体）	参考様式5	41
派遣依頼例文（競技水準向上指導員）	参考様式6	42

3 その他

北信越国体・本大会 調査・報告様式集		43～48
--------------------	--	-------

令和 年度 競技水準向上対策事業

(新潟ジュニア育成事業 国体強化事業) 強化方針及び目標

競技団体名：

強化 方針		
目 標	成年 男子	(具体的目標) (目標達成のための具体的方策)
	成年 女子	(具体的目標) (目標達成のための具体的方策)
	少年 男子	(具体的目標) (目標達成のための具体的方策)
	少年 女子	(具体的目標) (目標達成のための具体的方策)

委託費支払請求書

(75 国体強化) 追加支援・オフシーズン支援)

〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人新潟県スポーツ協会
会長 馬場潤一郎様

団体名：新潟県〇〇〇協会
代表者名：会長 □□ □□



委託契約第5条の規定により、下記のとおり委託費を請求します。

記

1 請求額 金. 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

2 振込口座

金融機関名	本・支店	口座番号	ふりがな
△△ 銀行 信金・労金・ 信組・農協	××× 本店 ・ 支店	普通 当座 1 2 3 4 5 6	にいがたけんまるまるまるきょうかい 新潟県〇〇〇協会 かちょう しかくしかく しかくしかく 会長 □ □ □ □

3 添付書類

令和2年度競技水準向上対策事業実施計画（第5号様式）【すべての請求時に必要】

第6号様式

令和2年度競技水準向上対策事業委託契約(中止・変更)申請書

年 月 日

公益財団法人新潟県スポーツ協会

会長 馬場 潤一郎 様

団体名:

代表者名: 印

委託契約第 条の規定により、下記のとおり契約内容を(中止・変更)したいので申請します。

記

1 (中止・変更)の内容

種目・種別、変更金額が分かるように
作成してください。

2 (中止・変更)を必要とする客観的理由

3 添付資料

第7号様式の1

令和2年度競技水準向上対策事業疑義協議書

年 月 日

公益財団法人新潟県スポーツ協会

会長 馬場 潤一郎 様

団体名：

代表者名： 印

令和2年度競技水準向上対策事業委託契約について疑義が生じたので、下記のとおり協議します。

記

1 疑義の内容

第7号様式の2

令和2年度競技水準向上対策事業協議書

年 月 日

公益財団法人新潟県スポーツ協会

会長 馬場 潤一郎 様

団体名：

代表者名： 印

令和2年度競技水準向上対策事業委託契約について、下記のとおり協議します。

記

1 協議の内容

令和 年度 競技水準向上対策事業

(新潟ジュニア育成事業 国体強化事業) 総括

競技団体名：

強化方針	(当初の強化方針に対する総括) (次年度に向けた取り組み方針)	
目	成年男子	(具体的目標に対する評価) (次年度に向けた具体的方策)
	成年女子	(具体的目標に対する評価) (次年度に向けた具体的方策)
標	少年男子	(具体的目標に対する評価) (次年度に向けた具体的方策)
	少年女子	(具体的目標に対する評価) (次年度に向けた具体的方策)

第8号様式

年 月 日

公益財団法人新潟県スポーツ協会
会長 馬場 潤一郎 様

団体名 :

代表者名 :

印

令和2年度競技水準向上対策事業実績報告書

(新潟ジュニア育成事業・国体強化事業・強化スタッフ支援事業)

標記事業が終了したので、関係書類を添えて報告します。

該当事業に○を
付けてください。

記

1 実績報告額 金. 円

該当事業ごとに
報告してください。

2 実施報告一覧表（事業集計表）…………… 第11号様式

3 実施報告書（個票）【領収書別添】…………… 第12号様式

4 事業の実施通知（選手等への派遣依頼文書）

5 事業名簿…………… 第13号様式

競技団体名		作成年月日	年	月	日
種別	成年男子	記載責任者名			
事業名	国体強化事業	連絡先及び電話番号			

事業内容	事業番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	小計	総計
		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
実施内容	開始	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
		月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日		
		泊日	泊日	泊日	泊日	泊日	泊日	泊日	泊日	泊日	泊日		
参加者数	外部講師												
	<small>招へいするスポンサー・アドバイザー</small>												
	<small>競技団体が指定するスタッフ</small>												
	監督・選手												
経費	委託費												
	競技団体負担金												
	参加者負担金												
	その他												
	合計												
	報酬費												
	交通費												
	宿泊費												
	会場使用料												
	<small>大型競技用具運搬費</small>												
支出	消耗品費												
	大会参加負担金												
	<small>（ジュニア育成事業のみ対象経費）</small>												
その他（対象外経費）													
合計													

令和2年度競技水準向上対策事業実施報告書（個票）

作成年月日	年 月 日	事業番号	1
競技団体名			
種 別	成年男子		

事業内容	事業名	国体強化事業		実施内容		
	期 日	開 始	2020 年 4 月 1 日 (水)	期 間	泊 日	
		終 了	2020 年 4 月 2 日 (木)			
	参加者数	外部講師		招へいするスポーツ ドクター・トレーナー		
		競技団体が指定するスタッフ		県外優秀チーム		
		監督・指定選手		指定外選手		
	場 所	会 場 名				
		所 在 地	会場所在地・宿舎は毎回記入ください。			
		宿 舎 名				
		所 在 地				

(単位：円)

項 目	金 額	説 明	
収 入	委 託 費	説明は、毎回わかりやすくお書きください。計算式等	
	競技団体負担金		
	参加者負担金		
	そ の 他		
	合 計		
支 出	報 償 費	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費の支払い先を必ず、記入ください。 ・交通費は、わかりやすく記入ください。別紙可 ・宿泊費については、算出式を必ず記入ください。 (例) 宿泊費@6,000円×10人 ・その他、出来るだけわかりやすく記入ください。 	
	交 通 費		
	宿 泊 費		
	会 場 使 用 料		
	大型競技用具運搬費		ジュニア育成事業のみ対象経費
	消 耗 品 費		
	大会参加負担金		対象外経費
	そ の 他		
	合 計		当初計画書の内容を記入ください。

事業目的	当初の目的に対し、どのような効果が得られ、今後どのような取組を行うかなど客観的かつ具体的に記載してください。
事業効果	

記載責任者名	一覧表に入力すれば自動で表示されます
連絡先及び電話番号	

【職員派遣（学生・生徒参加）の場合】

(参考様式5)

実施計画書（第5号様式）の
事業番号を記載する

事業番号

年 月 日

< 所属長 >様

連名で依頼文
作成

公益財団法人新潟県スポーツ協会
会 長 馬場 潤一郎
新 潟 県 ○ ○ 協 会 （ 連 盟 ）
会 長 ○ ○ ○ ○

令和2年度新潟県競技水準向上対策事業○○事業による（強化合宿・練習会）
への（「職員の派遣」又は（「生徒の参加」）について（依頼）

日ごろから本県競技水準の向上対策について、格別の御理解と御協力を賜り感謝申
上げます。

さて、新潟県○○協会（連盟）では下記のとおり標記事業による**強化合宿・練習
会**を実施いたします。

つきましては、「貴所属職員」又は「貴所属生徒」の（「派遣」又は「参加」）に
ついて御高配くださいますようお願い申し上げます。

記

職員は派遣、
学生・生徒は参加で記載する

1 実施日時 年 月 日（ ）
午前 時から午後 時まで

2 実施場所 ○ ○ ○ ○

行動計画（往復経路・交通手段・日程等）
対象選手等含む

3 対象者 別紙名簿のとおり
（対象者の氏名・所属・学年等を別紙名簿として添付）

4 実施内容 別紙実施計画書のとおり

5 その他 （1）経費につきましては、標記事業費から支出します。
（経費は標記事業費から支出しますが、一部自己負担があります。）
（2）当事業は、スポーツ傷害保険に加入して行われます。

事業経費で自己負担がある場合は
（ ）内の記載とする

（県スポ協受理番号：○○-○○-○○）

担当者：新潟県○○協会（連盟）

（担当者氏名）

TEL 025-000-0000

【競技水準向上指導員派遣の場合】

(参考様式6)

実施計画書（第5号様式）の
事業番号を記載する

事業番号
年 月 日

< ○○学校長 >様

連名で依頼文
作成

公益財団法人新潟県スポーツ協会
 会 長 馬場 潤一郎
 新潟県県民生活・環境部スポーツ課
 課 長 ○ ○ ○ ○
 新潟県 ○ ○ 協会（連盟）
 会 長 ○ ○ ○ ○

令和2年度新潟県競技水準向上対策事業○○事業による
 （強化合宿・練習会）への職員の派遣について（依頼）

日ごろから本県競技水準の向上対策について、格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新潟県○○協会（連盟）では下記のとおり標記事業による強化合宿（練習）を実施いたします。

つきましては、貴所属職員の派遣について御高配くださいますようお願い申し上げます。

記

競技団体の派遣依頼の内容を
もれなく載せる

1 実施日時 年 月 日（ ）
午前 時から午後 時まで

2 実施場所 ○ ○ ○ ○

3 対象者 氏 名（○○学校教諭 競技水準向上指導員）

4 実施内容 別紙実施計画書のとおり

行動計画（往復経路・交通手段・日程等）対象選手等含む

5 その他 (1) 経費につきましては、標記事業費から支出します。
 (2) 当事業は、スポーツ傷害保険に加入して行われます。

(県スポ協受理番号：○○-○○-○○)

担当：新潟県○○協会（連盟）
 (担当者氏名)
 TEL 025-000-0000

第41回北信越国民体育大会調査（団体種目用）

【北信越国体調査 様式1-1】

競技団体名(種目)

記載者氏名

勤務先・連絡先

電 話

1 第41回北信越国民体育大会成績予想

種別	突破 枠	予想順位（県名）					客観的な予測理由
		1位	2位	3位	4位	5位	
成年男子							
成年女子							
少年男子							
少年女子							

2 次に該当する選手がいる場合は記入してください。

国際大会出場又は、日本選手権等の大会において8位内の入賞をした選手

氏名	種別及び種目	大会名・記録・順位の記入

第41回北信越国民体育大会調査（個人種目用）

【北信越国体調査 様式1-2】

競技団体名

記載責任者

勤務先・連絡先

No.	種目・種別	突破枠	ふりがな 氏名	第41回 大会予測順位	客観的な予測理由
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

次に該当する選手がいる場合は記入してください。

2 国際大会出場又は、日本選手権等の大会において8位内の入賞をした選手

氏名	種別及び種目	大会名・記録・順位の記入

第41回北信越国民体育大会 成績結果報告書

【北信越国体報告 様式2】

競技団体名 (種目)	種別	監督氏名 (記載責任者)		T e l	
		連絡先住所			

第41回北信越国民体育大会の課題をどのように解決していくか

昨年度からの取組み

昨年度終了時点(北信越国体敗退時、本国体終了時)から、その課題解決に向けた取組みとそれに対する成果を記入してください。

今大会における課題

今大会における課題と、その課題を解決することによって、どのような成果が期待できるのか記入してください。

課題解決に向けた取組み

☆大会終了後、1ヶ月以内に必ず提出ください。

監督 → GM → 県スポ協

第75回国民体育大会成績調査(全競技用)

【鹿児島国体調査 様式1】

競技団体名(種目)		記載責任者名	
種別		問い合わせ先及び電話番号	

1 団体競技成績(得点・順位)予測

種別	得点	順位	客観的な予測理由
成年男子	点		
成年女子	点		
少年男子	点		
少年女子	点		

2 個人競技成績予測

種目・部	予測合計得点	得点内訳	客観的な予測理由
成年男子	点	例)・新潟 太郎 100m 6位 3点	
成年女子	点		
少年男子	点		
少年女子	点		

3 次に該当する選手がいる場合は記入してください。

国際大会出場又は、日本選手権等の大会において8位内の入賞をした選手

氏名	種別及び種目	大会名・記録・順位の記入

第75回国民体育大会 総括と今後の強化策 【鹿児島国体報告 様式2-1】

強化総括責任者用

競技団体名(種目)

強化総括責任者名

携帯番号

今大会の課題をどのようにして解決していくか

成年男子

昨年度からの取組み

今大会における課題

課題解決に向けた取組み

成年女子

昨年度からの取組み

今大会における課題

課題解決に向けた取組み

昨年度終了時点(北信越国体敗退時、本国体終了時)から課題解決に向けた取組みとそれに対する成果を記入してください。
また、今大会の課題をどのように課題解決を行い、それによって来年度はどのような成果が期待できるのか、記入してください。

少年男子

昨年度からの取組み

今大会における課題

課題解決に向けた取組み

少年女子

昨年度からの取組み

今大会における課題

課題解決に向けた取組み

注意：本紙に「各種別監督用の報告書」を添付して、大会終了後2週間以内までに県スポーツ協会へ提出してください。

GM →スポ協

第75回国民体育大会 成績結果報告書

【鹿児島国体報告 様式2-2】

監督用（強化総括責任者へ提出）

競技団体名(種目)	種別	監督氏名	
		携帯番号	

第75回国民体育大会の課題解決について

昨年度からの取組み・北信越国体突破からの課題取組み

昨年度終了時点(北信越敗退時、本国体終了時)の課題解決に向けた取組みと成果、また、北信越国体を突破した競技については、課題解決をどのように取り組み、どのような成果が表れたのか記入してください。

今大会における課題

今大会における課題と、その課題を解決することによって、どのような成果が期待できるのか記入してください。

課題解決に向けた取組み

☆大会終了後、直ちに強化総括責任者に提出ください。

監督 → GM → 県スポ協

公益財団法人新潟県スポーツ協会

〒950-0933 新潟市中央区清五郎67番地12

デンカビッグスワンスタジアム内

TEL 025-287-8600

FAX 025-287-8601

令和2年3月14日 発行